

○乗越総務課長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから「生活保護制度等に関する国と地方の協議」を開催します。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、厚生労働省社会・援護局総務課長の乗越です。よろしくお願いたします。

それでは、まず、本日の出席者を御紹介させていただきます。

全国知事会から、内堀福島県知事です。

全国市長会から、吉田本庄市長です。

指定都市市長会から、横山大阪市長です。

全国町村会から、吉田鳥取県八頭町長です。

厚生労働省から、宮崎厚生労働副大臣です。

社会・援護局、金原地域福祉課長です。

大場保護課長です。

河合保護事業室長です。

三浦自立推進・指導監査室長です。

米田生活困窮者自立支援室長です。

なお、公務により、朝川社会・援護局長は遅れて参加させていただきます。

まず初めに、宮崎副大臣より御挨拶申し上げます。

○宮崎厚生労働副大臣 皆様、こんにちは。

厚生労働副大臣をしております、宮崎政久と申します。

本日は、それぞれ皆様、公務御多用の中、このように改めてお時間を割いていただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本日、大臣が公務で急遽出席できなくなりました。私のほうが担当でございますので、しっかり内容も熟知をしている立場から参加をさせていただいて、まず冒頭、皆様に御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は「生活保護制度等に関する国と地方の協議」に御参加をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の運営に御尽力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

生活保護受給者や生活困窮者が抱えている課題は、多様化、複雑化しているところがありますが、自治体のほうにおかれましても、国においても両制度の共通の理念に基づいて、対象者の自立を支援していくということが重要であると、この同じ思いでいるということは、揺るぎない事実であると私は考えております。

そうした中で、今回の両制度の見直しの方向性について、これまで様々な議論をさせていただいており、また、自治体から皆様の御意見を拝聴してきていると承知しているところでございます。

都道府県のほうからは、医療扶助や被保護者健康管理支援制度に係る市町村の支援を行っていただくという点について、都道府県の意見も十分に聞きながら進めてほしいという意見をいただいていることを承知しております。

また、市や指定都市におかれましては、就労準備支援や家計改善支援事業につきまして、これを義務化するのであれば、さらなる財政支援が必要だという御意見をいただいていることも承知しております。

町村におきましては、都市部とは異なる事情を抱えていることであったり、広域で連携という話になったとしても、距離的に困難な問題も様々抱えているなど、様々な御意見をいただいていることを承知しております。

本日は、これまでの協議の成果も踏まえまして、改めて、それぞれの代表の立場の皆様から改めて御意見をお聞かせいただき、法改正につなげていくという重要な場であると認識をしております。

今回のこの会合においては、生活保護制度と併せて、生活困窮者自立支援制度につきましても、法改正を要する見直しの方向性について整理をしておりますので、皆様方から忌憚のない御意見をいただきますとともに、この会合の円滑な運営に、本日、御協力をいただきたいとお願い申し上げまして、冒頭、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○乗越総務課長 報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

続きまして、議事に入ります。

本日の進め方ですが、この協議では、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直しの方向性について、事務局から説明をさせていただいた後、意見交換の時間とさせていただきます。

では、まず初めに、今回の生活保護制度等の見直しの方向性につきまして、担当課長より、説明をいたします。

○大場保護課長 厚労省の保護課でございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

「生活保護制度等の見直しの方向性について」でございます。

1つ目の○のところでございますけれども、令和3年10月以降、生活保護制度につきましては、国と地方の実務者協議、生活困窮者自立支援制度につきましては、検討会ワーキンググループにおきまして議論を行いまして、それぞれ取りまとめを行ってきたところでございます。

次の○でございますけれども、これらも踏まえまして、厚生労働省の社会保障審議会の

部会におきまして、両制度の見直しに関する検討を進めてきているところでございます、3つ目の○でございますけれども、現時点における法改正を要する両制度の見直しの方向性を整理させていただいたものでございます。

見直しの各項目でございますけれども、まず「(1) 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性」でございます。

2つ目の○を御覧いただきたいと思っておりますけれども、生活困窮者等をはじめとする住宅確保要配慮者につきまして、住まいの確保等に関する相談支援等の支援体制構築のために、生活困窮者自立相談支援事業において、住まい支援を行うこと等を明確化する必要があると記載しております。

それから(1)の4つ目の○を御覧いただきたいと思っておりますが、生活困窮者一時生活支援事業でございますけれども、各支援のうち、必要な支援を実施するよう努めるとしてございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただきたいと思っておりますが、上から2つ目の○、住居確保給付金についてでございます。新たに家賃の低廉な住宅への転居費用を補助することとする必要があると記載をしております。

次の○でございますけれども、無料低額宿泊所についてでございますけれども、届出義務違反への罰則等を検討すると記載をさせていただいております。

次の(2)を御覧いただきたいと思っておりますけれども「生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援の強化」でございます。

2つ目の○でございますが、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議につきまして、努力義務化が必要であるとしてございます。

また、次の○でございますけれども、生活保護制度におきましても、3行目でございます。後ろのほうで、構成員に守秘義務をと記載しておりますけれども、設けた上で会議体を設置できるよう、法定化する必要があると記載させていただいております。

次に(3)でございますけれども「就労支援及び家計改善支援の強化」でございます。

2つ目の○を御覧いただきたいと思っておりますけれども「このため」というところで、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者就労準備支援事業、それから、生活困窮者家計改善支援事業を実施するよう努めるものとする。国は、事業をこれまで実施していない、特に中小規模の地方自治体に配慮し、事業実施に向けた支援を行うと記載をしております。

続きまして、3ページ目を御覧いただきたいと思っておりますけれども「(4) 子供の貧困への対応」という項目でございます。

2つ目の○を御覧いただきたいと思っております。「このため」と書いてありますけれども、生活保護を受給している子育て世帯に対しまして、2行目でございます、アウトリーチ型手法によりまして、相談・助言を行うことができる事業の創設が必要であると記載をしております。

それから、その次の○でございますけれども、生活保護受給世帯の子供が、高等学校と

卒業後に就職する際につきまして、一時金を支給できるようにすることが必要であると記載をさせていただいております。

続きまして（５）でございますけれども「医療扶助・被保護者健康管理支援事業の適正実施等」でございます。

２つ目の○でございますけれども「このような認識の下」という文章でございますけれども、３行目を御覧いただきまして「具体的には」と中ほどに記載してございます。

具体的には、都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施いたしまして、市町村の取組に対する必要な支援を行うよう努めるものとする必要があると記載をさせていただいております。

ページをめくりいただきまして、４ページ目を御覧いただきたいと思っておりますけれども、（６）の項目でございます「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携」でございます。

一番下の４つ目の○のところでございますけれども「その上で」というところでございますが、両制度またいだ支援の継続性・一貫性確保のため、両制度での事業の実施や両制度間の連携強化を推進するとともに、被保護者向けの就労準備支援事業等の実施に代えて、生活困窮者向けの就労準備支援事業等を、被保護者に対しても実施することを可能とすることも検討が必要であると、記載をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○乗越総務課長 それでは、意見交換に移らせていただきます。

まず、初めに、生活保護制度等の見直しの方向性について、地方自治体の皆様より順番に御発言いただきたいと存じます。

御発言につきましては、６分程度を目安に御発言いただきますよう、お願いたします。

それでは、まず、内堀福島県知事から御発言をお願いいたします。

○内堀福島県知事 福島県知事の内堀雅雄です。

宮崎厚生労働副大臣、また、厚生労働省の皆さんには、いつも大変お世話になっております。ありがとうございます。

私から制度の見直しについて、全国知事会を代表し、７点意見を申し上げます。

１点目は、居住支援に関する制度見直しについてです。

無料低額宿泊所に係る届出義務違反の罰則化や、無届けの疑いがある場合の都道府県への通知の努力義務化については、都道府県において、確実に対応できる体制整備が可能となるよう、財政面を含めた支援が必要であります。

２点目は、新たに設置が検討されている生活保護制度における会議体についてです。

生活保護制度における新たな会議体の設置に当たっては、より効率的に支援が行えるよう、制度導入前に一部内容や趣旨が重複する重層的支援体制整備事業等の既存の会議体との関係性や活用方法を具体的に整理し、示すことが必要だと考えています。

３点目は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施に係る体制強化についてです。

両事業は、財政事情やニーズの少なさなどから、未実施の自治体が存在しています。生活に困窮する方に、両事業を活用していただくためには、各自自治体において事業を確実に実施できる体制を整備することが前提になります。見直しの方向性として、未実施自治体への支援及び自治体間広域連携などの必要な環境整備を進めることとされていますが、さらなる実施体制強化のためにも、財政的支援の強化について、引き続き検討をお願いします。

4点目は、子どもの貧困対策についてです。

生活困窮世帯や生活保護受給世帯においては、その子どもも将来的に生活困窮等に陥ってしまう、いわゆる負の連鎖が問題となっており、その解決が求められています。

現在、生活困窮者自立支援及び生活保護部会で示されている、生活保護受給世帯向けの、(仮称)子育て世帯教育環境改善支援事業においては、3分の2の国庫補助率が検討されていると伺っています。

既に実施されている生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業においても、補助率を2分の1から3分の2に引上げ、両事業が一体的に機能するように実施することが重要だと考えています。

5点目は、生活保護制度における医療扶助についてです。

さらなる適正化に向けた取組として、新たに都道府県による市町村支援の努力義務化を検討されていますが、現状、その実効性や事業の効果等が不明確であります。

ついては、本事業の必要性について、数値的な裏づけや実効性を示した上で、改めて都道府県の意見を聴取し、事業の必要性を十分検討すべきと考えます。

6点目は、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携についてです。

両制度をまたいだ支援の継続性、一貫性を確保するため、生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域移行に向けた居住支援事業の実施に代えて、生活困窮者向けの同種の事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることが検討されています。

両制度における実施機関においては、人員体制や制度に係る理解が十分ではない現状があることから、連携に当たっては、前提として、両制度を実施する機関が互いの制度を理解するための研修制度の確立及び両実施機関の人員体制強化に向けた取組について支援を行うようお願いします。

最後に、生活保護の実施機関における人員体制についてです。

生活を守るための最後のセーフティーネットとして重要な役割を果たす生活保護制度については、支援を必要とする方の抱える問題が複雑化、多様化する中、よりきめ細かな支援が求められます。

しかし、取り巻く情勢が大きく変化する中、それらを担う生活保護現業員の標準数は、現在の基準となってから20年以上が経過し、現場からは抱える業務量が多く、業務の遂行が困難と感じているとの声が上がっています。

効果的、効率的な業務実施のため、生活保護現業員等の標準数の見直しにより、人員体制の拡充を図ることが必要です。

以上、7点申し上げましたが、いずれも、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度を効果的に推進するために重要な課題となります。

引き続き、地方と丁寧な議論の上、制度構築をお願いします。

私からは以上です。

○乗越総務課長 ありがとうございます。

次に、吉田本庄市長から御発言をお願いいたします。

○吉田本庄市長 全国市長会の社会文教委員長を務めております、埼玉県本庄市長の吉田でございます。

厚労省の皆様方には、本日、このような場において発言の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。また、日頃より大変お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、生活保護制度等の見直しの方向性等につきまして、都市自治体の立場から6点ほど発言をさせていただきます。

初めに、居住支援に関する方向性についてでございます。

居住支援の実施に当たっては、担い手となる民間事業者やシェルター等の地域資源が少なく、事業実施が困難であるという事情を抱えている地域があります。

国においては、市等にシェルター事業及び地域居住支援事業を努力義務化する必要があるとされていますが、このような各自治体の実情も十分に考慮していただきますよう、お願いいたします。

また、事業対象者の少ない地域においては、市単独での実施は困難であるため、広域的な観点から、都道府県に積極的に支援していただく仕組み等についても、併せて検討いただくようお願いします。

2点目は、自立相談支援等の強化についてであります。

支援会議の設置は、生活困窮者の自立に向けた支援及びそのための計画作成、関係機関との円滑な連携、適切な役割分担のための仕組みとして効果的であると思っておりますが、一方で、会議体の設置によりまして、ケースワーカーの業務負担のさらなる増加や、予算的負担の増加を伴うことが懸念されます。

また、支援会議の設置促進のために、国において設置を努力義務化することが必要であるとされていますが、生活保護制度における支援のための会議体も含めて、既に類似会議体を設置している場合は、それら会議体を設置したものとする等の柔軟な対応を可能にしたいと思っております。

3点目は、就労支援及び家計改善支援の強化についてであります。

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業及び家計改善支援事業につきましては、既に極めて多くの、ほぼ9割近い福祉事務所設置自治体において、実施をされているところでございます。

私ども全国市長会としても、これまで、このような実態に鑑みますと、両事業の実施を促進するための対策としては、現在、実施していないわずかな自治体のために各事業を義務化するのではなく、なぜ実施に至れないのか等の各自治体の実情を把握した上で、実施が促されるような支援策を講じるべきであると、このように提案をしてまいったところですが、このたび示された方向性は、このことが反映されたと考えまして賛同をするものでございます。

なお、今後、両事業の義務化が検討されるような場合には、地域によっては、民間事業者等といった事業の受入れ先となる地域資源の不足により、実施が困難であるといった課題や、利用ニーズや財政上の課題など、地域の実情も十分に踏まえ、慎重に検討いただくよう、お願いいたします。

4点目は、子供の貧困への対応についてであります。

子育て世帯に対する相談助言等支援の充実、とりわけ学習支援、これは貧困の連鎖防止の観点から非常に重要であると、これは我が市においても実証されていると感じておるところでございます。

また、就職する際の新生活立上げ費用に対する支援として、一時金を支給できるようにすることは、自立意欲の助長にも資するものと考えますけれども、このような制度化に当たっては、実施主体である自治体が円滑にできるよう、必要となる財源を確実に確保していただくようお願いいたします。

また、就労する際の新生活立上げ費用については、被保護者のみならず、生活困窮者も同様に抱える課題でございます。生活困窮者へのきめ細かな支援策についても、引き続き検討していただきたいと思っております。

5点目は、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携についてでございます。この両制度、それぞれ独自の制度として、その制度趣旨や目的、対象者、事務の性質を異にするものであるという認識については、理解をするものであります。

両制度の一体的な支援、連携強化についても、相談・支援の切れ目ない支援が可能となるなど、効率的・効果的な支援の実施が可能となるという考えについても、理解をいたします。

しかし、両制度の連携というと、聞こえはよいですが、例えば、被保護者向けの就労準備支援事業等の実施に代えて、生活困窮者向けの事業で対応することを可能とすることを検討するという点については、これは、就労準備支援事業等を実施する事業者等への過剰な負担の発生につながるのではないかという懸念もございます。

両制度の連携に当たりましては、この生活困窮者と、被保護者に対する業務の役割分担を整理するとともに、国庫補助負担率など財政支援を含めて、福祉事務所設置自治体の事業運営に支障を生じさせないことが必要であると考えます。

最後に、外国人住民に対する生活困窮者支援、生活保護制度について、この生活困窮者を取り巻く環境の変化ということで、都市自治体の立場から一言申し上げたいと存じます。

我が国の在留外国人の数は年々増加傾向にあり、令和5年度において過去最多となっております。今日の我が国の経済状況により、国民のみならず、在留外国人の方々も生活面等において、少なからず影響を受けているところでございます。

都市自治体としては、外国人であろうと、住民の皆さん方が生活困窮に陥れば、適切に対応するよう、これまでも努めてきておりますが、多言語に対応する職員の不足などにより、窓口の相談体制など、苦慮しているところもございます。

また、生活保護に関しましては、永住権を持つ外国人の方などについては、厚労省の通知に基づき、我が国民に準じた措置を取らせていただいております。

この措置の中で、生活保護を受給する在留外国人が一定数おられ、そのうち、年金の受給年齢が65歳以上であるにもかかわらず、年金受給資格のない方がいらっしゃいます。

外国人住民の方々が、生活困窮に陥ってしまう原因は様々であります。その一例として、年金制度における脱退一時金制度を挙げますと、永住権を持つ外国人の方々についても、当該制度に基づいて一時金を請求し、受け取ることが可能となっております。

この一時金を受け取りますと、請求以前の全ての期間が年金加入期間でなくなり、その後、その方が再入国をすることもできますので、再入国をして改めて年金保険料を積み立てても、年金受給時期の生活に必要な資金としての年金を受給できない可能性がございます。

このことは、こういった外国人住民の方々が将来、生活困窮に陥る端緒ともなりかねない、このように危惧をしているところでございます。

つきましては、外国人住民の方々も安心して我が国で生活を営むためにも、生活困窮者支援制度などの充実のみならず、国が制度管理をしている年金制度についても、脱退一時金を受け取った後、再度入国している方がどの程度いるかなど、そういった実態を調査し、外国人住民の方々の生活基盤の安定につながるよう、国の責任において適切に対応していただきたく、御検討のほど、よろしく願いいたします。

以上、全国市長会を代表して意見を申し述べさせていただきました。

○乗越総務課長 ありがとうございます。

次に、横山大阪市長から御発言をお願いいたします。

○横山大阪市長 大阪市長の横山でございます。よろしく願いいたします。

この間、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の制度改正に向けまして、実務者協議等におけます議論を取りまとめいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、指定都市のうち、最多の生活保護受給者を抱えます大阪市から、本日は資料に沿いまして、この3つのうち「高齢者向けの新たな生活保障制度の創設」、この1点に絞って御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

生活保護法につきましては、平成30年に直近の改正が行われ、その際に、衆参両院におきまして、附帯決議が付き、特段の留意が指示されております。



要約しますと、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うことというものでございます。

この附帯決議に沿いまして、生活に困窮する高齢者の支援について、具体的な施策として、今回、意見、要望をしたいと思います。

3 ページ目を御覧ください。

左のグラフになりますが、左のグラフは、本市の生活保護受給世帯における稼働年齢層と高齢者世帯の状況でございます。

生活保護受給世帯数は、全体的にやや減少傾向にある一方、グラフの下の部分、高齢者世帯の割合は年々増加し、全体の約6割を占めるに至っております。

次に、右のグラフを御覧ください。

棒でお示ししているのが、新たに生活保護を開始する世帯ですが、開始世帯数は年々減少しております。

一方、折れ線グラフは、そのうち高齢期になってから生活保護を開始する世帯の割合を示していますが、増加傾向にあります。

開始時の平均年齢は、男性が72歳、女性が78歳と。就労収入や年金、預貯金により、長年自立して生活を送って来られた方で、こういう方々には、生活保護による丸抱えの支援ではなく、違った形の支援が必要ではないかと考えます。

4 ページ目を御覧ください。

全国の65歳以上の単身世帯の家計収入を参考にしまして、単身高齢者世帯の暮らしに着目してみますと、まず、収入より支出が約2万円多く、現役時代に形成した貯蓄等を少しずつ切り崩しながら生活されていることが分かります。

さらに、支出の住居費について、持ち家世帯と借家世帯に分けて、住居費の支出を比較しますと、借家では4万8,636円、持ち家では7,696円と差がありました。

借家世帯の場合、住居費が家計に占める割合は約3割と高くなっております。また、住居費は固定的な経費で、食費のようにやりくりの余地がないことから、借家の世帯は生活困窮に陥りやすいのではないかと考えます。

次に5 ページ目を御覧ください。

左のグラフで全国の世帯収入別の借家率を見ますと、収入が低い層ほど、借家率が高く、同じ所得層では、複数世帯よりも単身世帯のほうが、借家率が高いことが分かりました。そのことは、本市の生活保護受給者の状況にも端的に表れておりまして、借家率は97.6%、高齢者受給世帯の93.6%が単身世帯であり、生活困窮に陥る方は借家の方、単身高齢者が多い状況にあります。

さらに3 ポツ目でございます。高齢になってから生活保護を申請する方の理由では、預貯金の減少、損失が最も多くなっており、これらを踏まえまして、生活保護に至る前の段

階で生活に困窮される高齢者に対して、住まいの支援を行うことが非常に有効ではないかと考えております。

先ほど厚生労働省から生活困窮者自立支援制度における居住支援の見直しについて御説明がありましたが、居住支援にさらに厚みを持たせるということで、今回、高齢者の住まい支援を要望させていただくものです。

6 ページを御覧ください。

この住まいの支援に関しては、国の全世代型社会保障構築会議で議論されており、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべきであるとされているところでございます。

次に7 ページ目を御覧ください。

大阪市では、高齢者の住まいを支援することの効用として、大きく2点あると考えております。

1 つ目は、住み慣れた場所で暮らし続けるという点です。高齢世帯における居住の安定を確保するという点で、現役時代に形成した年金等を活用しながら、住み慣れた住まいで、これまでどおりの自律的な暮らしを続けることができます。

2 つ目になります。困窮の早い段階で支援につながるという点です。生活保護に至る前の段階で、家賃補助という第2のセーフティネットにつながることで、その後、必要となる支援を受けやすくなります。

以上が、本市から制度改正に関する意見、要望となります。ぜひとも御検討いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○乗越総務課長 ありがとうございます。

次に、吉田鳥取県八頭町長から御発言をお願いいたします。

○吉田八頭町長 皆さん、こんにちは。

全国町村会鳥取県八頭町長の吉田でございます。本日は、協議の場に参加させていただき、誠にありがとうございます。

全国で福祉事務所を設置し、生活保護制度に取り組む町村は、47と比較的少なく、被保護者数や困窮の相談件数は、県や市と比べますと、多くはございませんが、本日は、住民に身近な町村の立場で意見を述べさせていただければと考えております。

まず、居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性につきまして、述べさせていただきます。

資料では、被保護者の住宅扶助の代理納付の原則化について検討を進めるとありますが、私の町では、以前、年金収入があったため、家賃の全額を代理納付することができず、その残額の滞納が続き、指導指示違反によって保護廃止とせざるを得なくなった事例もございました。

また、被保護者がアパートに入居する際、保証人が確保できず、契約ができなかったケース、保証人の代わりに保証会社を利用し、保証を受けられるにもかかわらず、緊急連絡

先がないため、入居を断られたケースもありました。

被保護者の住まいの確保、また、賃貸人の不安軽減の観点から、そういった場合の支援方法と、現場で対応する職員向けのマニュアル等を示す必要があると考えております。

次に、就労支援と家計改善支援についてであります。

全国どこに住んでいても、必要な支援が受けられることが重要であることから、国が実施自治体への支援を行う方向性が示されております。

小規模自治体でも、両事業が円滑に実施できるよう、広域連携等の環境整備を進めることも示されておりますが、福祉事務所設置町村の4分の1は離島、また、中山間地域の町村が多くあります。

そのような面では、近隣の自治体との連携が困難であったり、都道府県から支援を受けるにも距離が遠いため、時間やコストの面から難しいといった課題もございます。

今後、そういった町村でも円滑に事業ができるような方策を進めるべきであると考えております。

また、町村の財政事情は脆弱であるため、財政負担率の引上げも必要であると思っております。

次に、子供の貧困対策について申し上げます。私の町では、中学校3年生で進学、就職などの進路が決定しない可能性のある生徒を、スクールソーシャルワーカーから自立相談支援機関に引き継ぎを行い、卒業後は自立相談支援機関で支援を行っております。

子供の貧困対策は、負の連鎖を打ち切るためにも重要と考えておりますので、自治体の取組に対する国等の積極的な支援をお願いできればと思います。

そして、医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適切な実施等についてであります。

被保護者健康管理支援につきましては、依存症や、その他複合的な問題を抱えているケース、精神疾患等の障害のため、指導・指示の理解、遂行が難しいといったケースもあります。

地方は都市部と違いまして、専門の医療機関や支援団体が少ない、また、そういった機関へのアクセスが難しく、支援につなげづらいといった課題もあるところであります。

最後に、私の町の課題と人員体制について述べさせていただきます。

私の町は過疎地域であり、公共交通機関も路線、運行本数ともに少ない上に、医療機関の閉院や、スーパーの閉店も相次いでおり、遠くまで通院や買い物に出かけなければならない状況になっております。

このため、生活保護開始後も、自動車の処分を拒むケースも少なくないのが現状でもあります。自動車の保有、使用要件の緩和、交通面の保護費の加算などの検討も必要かと思っております。

また、生活保護業務は、十分な専門知識が必要であります。小規模自治体では限られた指導員や、ケースワーカーが他の業務と兼務しながら、2年から3年で異動しております。そのため、福祉事務所の専門性の確保や維持が難しい状況にあると考えております。

また、地方におきましては、生活支援等を行う支援団体などの福祉資源が少ないといった課題もございます。今後の生活保護制度、また、生活困窮者自立支援制度につきましては、本日述べました意見を十分に尊重していただき、福祉事務所設置町村が円滑に事業を実施できるよう、御配慮いただければ幸いです。

私からは以上であります。

○乗越総務課長 ありがとうございます。

本日は、様々な御意見をいただきました。厚生労働省におきまして、生活保護制度等の見直しの取りまとめに向けて検討をさせていただき、引き続き、自治体の皆様とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、最後に宮崎副大臣より御挨拶を申し上げます。

○宮崎厚生労働副大臣 本当にありがとうございます。

率直に申し上げまして、丁寧に実情をお聞きする機会になったと思っております。御発言の中でも、地方と丁寧な意見交換をしてもらいたいとか、地域の実情を十分に踏まえてもらいたい、また、御自身の、例えば大阪市さんなどは、指定都市の中で最多の生活保護受給者を抱えていらっしゃるという観点があり、また、最後に、吉田会長からお話をいただくに当たっても、本当に御自身の地域の実情を踏まえた御意見、御発言をいただきました。これは、本当に重く受け止めるべきお話だなと思っておりますし、それぞれのお立場からの御発言ではあるわけでありすけれども、共通性のある点についても受け止めました。自治体の取組に対する国の積極的な支援や、地域への配慮であったり、子供の貧困への対応などについては、共通する点を見て取ることができ、非常に参考になりました。本当にありがとうございます。

厚生労働省では、両制度の見直しを取りまとめて、法案提出に向けて、また準備を進めてまいりますけれども、今日いただいた御意見は非常に参考になります。この御意見も踏まえながら、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて取り組んでまいります。

いずれにしましても、両制度がよりよいものとなるためには、地方の各自治体の皆様のお取組が、何よりも重要なところでございますので、ともどもに、この制度の推進に向けて取組をさらに進めていただきますこと、また、政府においても精一杯の努力をしていきますことをお約束申し上げます、最後の御挨拶とさせていただきます。

今日は、本当に勉強になりました。いい御意見もいただきました。しっかり受け止めてまいります。ありがとうございました。

○乗越総務課長 以上で、本協議を終了させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございました。